# 国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領

平成21年10月1日 総務省統計局長決定 最終改正 令和元年12月17日

国勢調査の調査世帯一覧の閲覧に関し、事務取扱要領を次のとおり定める。

## 第1 基本原則

#### 1 目的

この要領は、国勢調査の調査世帯一覧の閲覧(転記及び複写を含む。以下同じ。)を 適正に行わせるため、必要な申請及び承認の取扱いを定めるものである。

#### 2 閲覧承認権者

調査世帯一覧の閲覧承認権者は、総務省統計局統計調査部長とする。 なお、調査世帯一覧の閲覧に必要な申請書類の受付及び審査等の対応を行う窓口は、 総務省統計局統計調査部国勢統計課(以下「国勢統計課」という。)とする。

#### 3 閲覧承認の範囲

調査世帯一覧の閲覧は、国又は地方公共団体が統計調査又は世論調査(以下「統計調査等」という。)を実施するに当たり、国勢調査の調査区又は基本単位区を基準として 選定した当該統計調査等の調査地域の境界確認を行う場合で、境界確認が調査区要図で は困難な場合に限り承認するものとする。

#### 第2 閲覧承認の申請の手続

調査世帯一覧の閲覧承認の申請は、閲覧承認申請者(以下「申請者」という。)が次に掲げる事項を記載した閲覧承認申請書(様式第1号)を閲覧承認権者に事前に提出することにより行う。

なお、閲覧承認の申請の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする事項について承認の申請を行わなければならない。この場合、変更事項を明記した文書を添付する。

#### 1 基幹統計調査の名称

国勢調査(国勢統計を作成するための調査)と記載する。

#### 2 閲覧の目的

- (1) 閲覧目的は、統計調査等の調査地域の境界確認が調査区要図では困難な場合に確認を行うためと記載する。
- (2) 統計調査等の名称、目的、調査時期、調査地域、調査対象、調査方法及び調査機関名(委託の有無を含む。)を記載する。また、調査世帯一覧の閲覧方法が記載された調査要領その他必要な調査関係書類を添付する。

## 3 閲覧者の範囲

- (1) 調査世帯一覧を閲覧する国又は地方公共団体の職員の所属部局、課・室、職名、氏名等を記載する。
- (2) 国又は地方公共団体が統計調査等の事務を第三者に委託する場合は、受託した第 三者において当該統計調査等の事務を担当する者の所属、氏名等も記載する。 この場合、受託した第三者に秘密の保護を厳守させるため、秘密の保護に関する

規定が設けられた契約書、受託した第三者が厳格に秘密を守る旨を記載した誓約書 (総務省統計局長あて)及び厳重な管理監督を行うために採った措置について説明 する文書を閲覧承認権者に提出する。

#### 4 閲覧の方法

(1) 閲覧書類

調査世帯一覧と記載する。

(2) 年次

閲覧する調査世帯一覧の年次を記載する。

(3) 地域

閲覧する調査世帯一覧の地域を記載する。

地方公共団体が調査世帯一覧を閲覧する場合は、その管轄する地域の調査世帯一覧に限る。

(4) 属性的範囲

特定の属性的範囲(後置番号4の調査区など)について閲覧する場合に記載する。 この項目に記載のない場合は、属性的範囲に限定がないものとみなす。

(5) 閲覧事項

世帯番号、世帯主又は代表者の氏名及び世帯の所在地のうち、必要とする事項を記載する。

(6) 閲覧方法

国又は地方公共団体の職員が調査世帯一覧を閲覧する方法について、閲覧、転記、 複写の別を記載する。

なお、国又は地方公共団体が統計調査等の事務を第三者に委託する場合で、受託した第三者が当該統計調査等の調査地域の境界確認に当たり調査世帯一覧を必要とするときは、国又は地方公共団体の職員が、必要事項を閲覧し、受託した第三者において当該統計調査等の事務を担当する者に教示する方法によることとし、この旨を記載する。

#### 5 閲覧の期間

調査世帯一覧の閲覧を希望する期間について、その始期と終期を記載する。

#### 6 閲覧の場所

調査世帯一覧が保存されている庁舎内で、かつ、秘密の保護に遺漏を来さない場所を 記載する。

## 7 統計調査等の結果の公表の有無並びに公表方法及び公表時期

(1) 公表の有無

統計調査等による結果(作成した統計表等)について、公表、非公表の別を記載する。

(2) 公表の方法及び時期

公表する場合は、その方法及び時期を記載し、公表しない場合は、その理由を記載する。

8 転記書類等の使用後の処置

閲覧期間の終了後の処置(裁断、溶解、焼却の別)を記載する。

9 その他

上記1~8以外で、閲覧承認権者が特に必要と認めた事項について、記載する。

#### 第3 承認の条件

閲覧承認権者は、申請者に対し、原則として次の条件を付して調査世帯一覧の閲覧を 承認するものとする。

- 1 調査世帯一覧は、承認された目的以外に使用しないこと。
- 2 調査世帯一覧により知り得た事項が、承認を受けた閲覧者以外に漏れないようにすること。
- 3 統計調査等の事務を受託した第三者が当該統計調査等の調査地域の境界確認に当たり調査世帯一覧を必要とする場合は、承認を受けた国又は地方公共団体の職員が調査世帯一覧により確認し、必要事項を教示する方法によること。
- 4 転記書類及び複写書類は、譲渡、貸与その他の方法により第三者に提供しないこと。
- 5 調査世帯一覧は、閲覧の場所から持ち出さないこと。
- 6 調査世帯一覧は、丁寧に取り扱い、汚損(書き込み等を含む。)しないこと。
- 7 転記書類及び複写書類は、使用後直ちに裁断、溶解又は焼却を行うこと。 また、転記書類及び複写書類の処分後、速やかに閲覧承認権者に対しその期日、場所、 方法及び従事した者の範囲並びに責任者の役職及び氏名を文書で報告すること。

#### 第4 閲覧承認申請書の提出及び審査

閲覧承認申請書の提出及び審査については、次のとおりとする。

- 1 閲覧承認申請書は、国勢統計課に提出し、審査を受けるものとする。
- 2 国勢統計課は、審査に当たって、審査報告書(様式第2号)を作成するものとする。
- 3 国勢統計課は、閲覧承認申請書を受理してから原則として10日以内に、当該申請に対する承認又は不承認の通知を行うものとする。

#### 第5 閲覧承認の基準

- 1 基本的基準
- (1) 閲覧承認権者は、次に掲げる要件を満たす場合において、事務に支障のない限り、調査世帯一覧の閲覧を承認するものとする。
  - ア 国又は地方公共団体が統計調査等の実施に当たり、国勢調査の調査区又は基本 単位区を基準として選定した調査地域の境界確認を行うものであること。
  - イ 調査区要図では、調査地域の境界確認が困難であること。
  - ウ 国勢調査の報告者の秘密の保護に欠けることがないこと。
- (2) 閲覧承認申請については、その各事項を以下の2から8までの閲覧承認の基準に 基づき審査し、承認するか否かを決定するものとする。
- 2 閲覧の目的

統計調査等の調査地域の境界確認を行うための使用であること。

3 閲覧者の範囲

統計調査等を実施する国又は地方公共団体の職員のうち、閲覧目的を達成するために必要な最小限の者とし、それらの者が職務に関して使用する場合であること。ただし、非常勤職員については、十分な監督措置が採られる場合を除き承認しないものとする。なお、国又は地方公共団体が統計調査等の事務を第三者に委託する場合で、受託した

第三者が当該統計調査等の調査地域の境界確認に当たり調査世帯一覧を必要とすると きは、国又は地方公共団体の職員が、必要事項を閲覧し、受託した第三者において当該 統計調査等の事務を担当する者に教示する方法によるものとする。

#### 4 閲覧の方法

- (1) 閲覧する調査世帯一覧は、閲覧目的を達成するために必要な最小限の範囲(年次、地域、属性的範囲)であること。
- (2) 閲覧事項は、世帯番号、世帯主又は代表者の氏名及び世帯の所在地のうち、調査地域の境界確認に必要な世帯に関するものであること。
- (3) 閲覧は、「3 閲覧者の範囲」に掲げる閲覧者が、「6 閲覧の場所」に掲げる場所において、「2 閲覧の目的」を達成するために必要な事項について行うものであること。

#### 5 閲覧の期間

閲覧の目的に照らし必要な最小限の期間であること。

## 6 閲覧の場所

調査世帯一覧が保存されている庁舎内で、かつ、秘密の保護に遺漏を来さない場所であること。

- 7 統計調査等の結果の公表の有無並びに公表方法及び公表時期 統計調査等の結果の公表を行わない場合は、閲覧承認申請書にその合理的理由が明記 されていること。
- 8 転記書類等の使用後の処置 当該閲覧目的以外の目的に使用せず、使用後直ちに裁断、溶解又は焼却を行うこと。

#### 第6 審査後の手続

- 1 承認した場合
  - (1) 承認の通知
    - ア 閲覧承認権者は、申請者に対し、承認の通知書(様式第3号)を送付する。 なお、申請事項の一部について承認したとき又は条件を付して承認したときは、 その旨を併せて通知する。
    - イ 閲覧承認権者は、申請者に対し、承認の通知書において、転記書類及び複写書類 の使用後の処置結果を速やかに報告するよう求める旨の通知をする。
  - (2) 承認後の閲覧状況の確認

閲覧承認権者は、承認後において調査世帯一覧の閲覧状況を確認する必要がある場合には、申請者に対し報告を求めることができる。

## 2 承認しない場合

閲覧承認権者は、申請者に対し、不承認の通知書(様式第4号)を送付する。この場合、不承認の通知書には不承認とした理由を記載する。

#### 第7 承認後の調査世帯一覧の閲覧方法

- 1 閲覧しようとする者は、閲覧承認権者が交付した承認の通知又はその写しを提示しなければならない。
- 2 閲覧は、承認の条件の範囲内で行わせるものとする。

3 閲覧の場所は、調査世帯一覧が保存されている庁舎内で、かつ、秘密の保護に遺漏を来さない場所とする。

附則

- 1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 「国勢調査世帯名簿閲覧事務取扱要領」(平成18年6月6日 総務省統計局長決定)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成23年6月17日から施行する。

附則

この要領は、令和元年12月17日から施行する。

# 様式第1号

# 国勢調査 調査世帯一覧・調査区要図・調査区関係書類閲覧承認申請・申込書

1	基幹統計調査の		国勢調杏	(国勢統計)	を作成するための調査	杏)	
	①閲覧目的	. H 1.1		(11)	= 11 /4/0 / 60 / C * / * / 14/0]	/	
2	②統計調査等の名称						
	③統計調査等 <i>0</i>						
閲	<ul><li>④統計調査等</li></ul>						
覧の	⑤統計調査等の						
目							
的		<ul><li>⑥統計調査等の調査対象</li><li>⑦統計調査等の調査方法</li></ul>					
	<b>少</b> 於計調宜寺(	7調宜万伝					
	⑧統計調査等の調査機関名						[委託の有無] 有・無
3	閲覧者の範囲(別	チ属部局、課・					
	室、職名、氏名	等)	[委託機関	 名等]			
	①閲覧書類		1 調査区	<b>工地図</b>	3 調査区要図	4	調査世帯一覧
			2 調査区	乙一覧表			
	②年 次						
4	③地 域						
閲	④属性的範囲						
覧の	⑤閲覧事項						
方	⑥閲覧方法		閲覧 転記	2 複写	調査地域の確認が	5調 調	査地域の確認が調
法					査区地図等では困		区要図では困難な
					な場合:		<b>是合</b> :
					閲覧 転記 複写		閲覧 転記 複写
						教	対示の有無(有・無)
5	閲覧の期間						
	閲覧の場所					<del></del>	
7	統計調査等の	公表の有無					
	結果の公表の	公表方法及					
	有無並びに公 び時期(又は		/				
	表方法及び公	非公表の理					
	表時期	由)					
8	転記書類等の使用後の処置						
	その他	==1 1- 1- 1- 1-	BB BC O TAY	11 m / 14	* W. + 1 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		

上記のとおり、申請します。なお、閲覧の際は次の条件を厳守します。

- 1 調査世帯一覧等は、上記の閲覧目的以外には使用しません。
- 2 調査世帯一覧等により知り得た事項が承認を受けた閲覧者以外に漏れないようにします。
- 3 転記書類等は、譲渡、貸与その他の方法により第三者に提供しません。
- 4 調査世帯一覧等は、閲覧の場所から持ち出しません。
- 5 調査世帯一覧等の取扱いは丁寧にし、これを汚損(書き込み等を含む。)しません。
- 6 転記書類等は、使用後直ちに焼却するなどの処分を行います。また、その結果は、閲覧承認権者に速やかに報告します。
- 7 その他閲覧承認権者の指示に従います。

年 月 日

)

総務省統計局統計調査部長 殿

申請者 所属機関 役職名・氏名 (事務担当者) 所属 役職名・氏名 (電話

# 様式第1号(調査区地図・調査区一覧表用)

# 国勢調査調査区関係書類閲覧申込書

1 閲覧の目的		<ul><li>1 統計調査等の調査地域の選定又は調査地域の範囲の確認</li><li>2 小地域集計に係る地域範囲の確認又は地域分析</li><li>3 統計調査等の企画・設計</li></ul>							
2		①名称							
統計調査等の内容	3	②目的							
	気の担	③調査時期							
査 目		④調査地域							
等的が	2 2	⑤調査対象							
内 1 宏 て	L 7	⑥調査方法							
l'a	ţ	⑦調査機関名							
3 閲覧書類		調査区 地 図	調査区 一覧表	(	そ(	の他		)	
4	年	欠							
5 閲覧地域									
6	6 閲覧方法		閲覧 転記 複写	閲覧 転記 複写	閲覧 転記 複写				
7		者の範囲(所属 . 課・室、職名、 等)							
8	閲覧の	の期間	年	月 日	~	年	月	日	
9	9 閲覧の場所								
10	その作	 也							
	上記の	とおり国勢調査	調杏区関係書	類を閲覧した	いので由	し込みます	· 閉腎	の際け	下記

上記のとおり国勢調査調査区関係書類を閲覧したいので申し込みます。閲覧の際は、下記事項を厳守します。

- 1 上記の閲覧目的以外には使用しません。
- 2 転記書類等は、譲渡、貸与その他の方法により第三者に提供しません。
- 3 閲覧の場所から持ち出しません。
- 4 取扱いは丁寧にし、これを汚損(書き込み等を含む。)しません。
- 5 その他閲覧提供責任者の指示に従います。

年 月 日

総務省統計局統計調査部長 殿 又は

地方公共団体の長

申込者 所属機関 氏 名 (電話 )

# 審査報告書

年 月 日 担当課及び担当者

# 下記のとおり審査しました。

閲覧申請・申込者			対		年	月	日付け第		号
調査の名称			閲覧開始希望日			3	年	月	日
閲覧書類	1	調査区地図	2	調査区	三一覧	包表			
	3	調査区要図	4	調査世	世帯-	一覧			

# 承認基準との照合(印をつける)

ASSECT COME (I.C. 27.0)								
	項目	申請内容					所見に記載	
1 閲覧の目的								
2 閲覧者の範囲		1		2				
		3 4						
3	①年 次							
閲	②地 域							
覧の	③属性的範囲							
閲覧の方法	④閲覧事項							
14	⑤閲覧方法	1 閲覧・転記	・複写	2 閲	覧・転記・複写			
		3 閲覧・転記	・複写	4 閲	覧・転記・複写			
4 閲覧の期間		1 か月未満 1 か月以上 6 か月未満		6か月り 1年未				
5 閲覧の場所								
6 結果の公表		する			しない			
7	転記書類等の使用後の処置	焼却	溶	解	裁断			

閲覧状況の確認	必要	不必要	今後の検討

【所見】

総統勢第 号年 月 日

殿

# 総務省統計局統計調査部長

国勢調査調査世帯一覧、調査区要図、調査区地図及び調査区一覧表の閲覧 について(通知)

(対: 年月日付け第号)

標記については、下記の事項を条件として、国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領(平成21年10月1日総務省統計局長決定)、国勢調査調査区要図閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定)及び国勢調査調査区関係書類閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定)に基づき承認します。

記

総統勢第 号年 月 日

殿

## 総務省統計局統計調査部長

国勢調査調査世帯一覧、調査区要図、調査区地図及び調査区一覧表の閲覧 について(通知)

(対: 年月日付け第号)

標記については、国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領(平成21年10月1日総務省統計局長決定)、国勢調査調査区要図閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定)及び国勢調査調査区関係書類閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定)に基づき審査した結果、下記の理由により、承認しないこととしたので、通知します。